（任意様式）　　　　　　　　　　高知市ＵＩ孫ターン支援事業調査書

１　補助要件等について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな氏　名 |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 電話番号 |  | E-mail |  |
| 補助対象者等の要件（該当する場合は□にレを記入） | ①　高知市への移住直前において県外に居住しており，かつ本補助金の申請日（以下，「基準日」という。）において，高知市での居住期間が転入日から起算して１年以内である。（転入日：　　　年　　月　　日） | □ |
| ②　①の転入日より前に，高知市移住相談窓口（移住・定住促進室）へ移住相談をしている（本人確認がとれない移住相談については無効となる）。（相談日：　　　年　　月　　日）　 | □ |
| ③　高知県に本店若しくは主たる事務所又は支社等を有する事業者（国及び地方公共団体を除く。）に，就職・転職している（転勤，出向又は研修等による勤務地の変更ではなく，新規の雇用であること）。 | □ |
| ④　③について，正社員（期間の定めがなく，かつ，１週間の所定労働時間を20時間以上とする雇用契約により雇用されている者をいう。）として勤務している。 | □ |
| ⑤　③について，勤務先が支社等（高知県に本店若しくは主たる事務所を有していない企業）となる場合は，高知県内への勤務地限定型社員として採用されている。 | □ |
| ⑥　高知市を生活の本拠とし，基準日から５年以上継続して高知市に居住する意思がある。 | □ |
| ⑦　補助対象者又はその配偶者が，高知市が指定する移住等に関するアンケート調査（転入者アンケート）に回答している。※転入時に匿名回答している場合又は未回答の場合は，高知市移住相談窓口に事前にご連絡ください。 | □ |
| ⑧　日本の国籍を有する者，在留資格を有する者又は特別永住者のいずれかに該当する。 | □ |
| ⑨　補助対象者について，高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第４条各号のいずれにも該当していない。 | □　　 |
| ⑩　高知市税の滞納がない。 | □ |
| ⑪　過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない（同一世帯に属する者を含む）。 | □ |
| ⑫　国，他の地方公共団体又は就職・転職先の企業等からこの要綱に基づく補助金と同様の性格があると認められる補助・手当等を受けていない（同一世帯に属する者を含む）。 | □ |
| ⑬　高知市地方創生移住支援金，高知市二段階移住支援事業費補助金又は高知市結婚新生活支援事業費補助金を受けていない（同一世帯に属する者を含む）。※原則補助金の併用はできませんので，必ず申請前に各補助金の内容をご確認ください。※高知市ＵＩ孫ターン支援事業費補助金を単身者が受領し、その後本市において結婚して新たな経費が発生した場合は、高知市新生活支援事業費補助金を申請できる場合があります。 | □ |

２　移住後の就業状況

|  |  |
| --- | --- |
| 就業先企業等の名称 |  |
| 所在地 | 〒 |
| 就業年月日 | 　　　　　年　　月　　日 |

３　加算要件について（該当する場合は□にレを記入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 孫ターン | ①　補助対象者及びその配偶者が本市に居住したことがない（Iターン） | □ |
| ②　補助対象者又はその配偶者の祖父母のいずれかが本市に現に居住している | □ |
| 三世代同居等 | ③　本市への転入日に満18歳以下の子ども（出産予定を含む。）を扶養し、同居している | □ |
| ④　補助対象者又はその配偶者の親の住民登録が、現に本市にある | □ |
| ⑤　下記のいずれかに該当する* 上記の親世帯と同一の住宅に住所を有し居住する（同居）
* 上記の親世帯の住宅と隣接する敷地にある住宅に住所を有し居住する（隣居）
* 上記の親世帯と子育て世帯の住宅間の直線距離が概ね２ｋｍ以内（近居）
 | □ |
| 若者定住 | ⑥　令和７年４月１日以後に本市へＵＩターンを行っており，かつ補助対象者が転入日において満34歳以下である。（本市への転入日時点の年齢：満　　　　　歳） | □ |

４　補助対象経費について（該当する場合は□にレを記入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 転入費用 | ①（転入に係る荷物の運搬費用）当該費用は，引越事業者への支払に係る費用である（宅急便等は対象外）。 | □ |
| 定住費用 | ②（不動産取得時の建物に係る登録免許税）取得した建物について，名義人は補助対象者又はその配偶者である。 | □ |
| ③（住宅の賃貸借契約に係る仲介手数料）　賃貸借契約を締結した住宅について，契約者は補助対象者又はその配偶者である。 | □ |
| ④（住宅に係る賃借料）令和７年４月１日以後に本市へＵＩターンを行っており，かつ補助対象者が転入日において満34歳以下である。また，賃貸借契約を締結した住宅について，契約者は補助対象者又はその配偶者である。 | □ |

５　誓約事項

　　補助金の交付申請に当たっては，高知市ＵＩ孫ターン支援事業費補助金交付要綱を遵守するとともに，以下の事項について誓約します。

①　高知市が当該補助金と同様の補助金の重複支給の確認を目的に，高知県や各市町村，移住関連団体及び就職・転職先の企業等と個人情報を共有することについて同意します。

②　当該補助金と同様の補助金等の重複が判明した場合は、当該補助金を返還することに同意します。

③　その他本補助金の交付要件について，市長が必要に応じて調査することに同意します。

④　補助金の交付決定を受けた場合は，LINE公式アカウント「高知市移住・定住促進室」の登録に協力します。

　　　年　　月　　日　　申請者（署名）

高知市移住・定住促進室公式LINE

（※必ず本人が自署してください。）